の北大の不当労働行為 び道労働委員会認める 北海道大が人事院勧告に 該売新闻 教職員給与巡る団交

準拠して給与引き下げを打 歌 課は「命令書の内容を十分 受け入れて行動してほし い」としている。 入れたい。大学側は命令を 組合は「改めて団交を申し い」とのコメントを出した。 に精査し、対応を検討した 不当労働行為と認定した。 命令を受けて、北大職員

ったのは不当労働行為

| 開と、謝罪文を組合に であると認定。交渉再

分なまま交渉を打ち切

ざるを得ない」などとして 労働委は「(大学は)不誠 実な交渉態度であるといわ こうした経緯について、 を求めたが、応じなかった。

> 団交再開拒否は不当 道労働委、北大に救済命令

|道労働委に救済を申し に服してほしい」と話

で、北大側が説明不十 職員組合との団体交渉 (佐伯浩学長)と北大教 |否した北大の行為は、 たい」としている。 したり、交渉再開を拒査して、対応を検討し |団交を打ち切って退席 令書の内容を十分に精 |立てていた。命令は、|している。同大は「命

組合運営への支配介入

に当たるとして、北大|手渡すことを命じた。 立大学法人に救済命令 2件目、道内では初め が出されたのは全国で 同組合によると、国 化海道

るよう救済命令を出し に対し、交渉を再開す

同組合は10年3月、

2011年4月/日(主) 每日新闻 ラース

沼公三郎委員長)が道労働

して、同大教職員組合(神

め、団交に応じるよう命令 同大の不当労働行為を認 問題で、道労働委は31日、 委員会に救済を申し立てた を打ち切ったのは不当だと

ち出し、一方的に団体交渉

救済を申し立てた問題 で、道労働委員会は31 公三郎委員長)が北大 道大教職員組合(神沼 げなどをめぐり、北海 末・勤勉手当の引き下 救済命令 9年度の期 不当労働行為による ●道労働委が北大に 海园

席。翌月、就業規則を変更

した。組合が4回目の団交

どを巡る3回目の団交で、

方的に終了を宣言して退

009年11月、給与改定な

命令によると、北大は2

い」としている。 握していないので、 員課は「内容をまだ把 命令を出した。北大職 査して対応を決めた 合の運営に介入しないに団体交渉に応じ、組 に団体交渉に応じ、

> められた。大学は命令 執行委員長は「不正常 な団体交渉だったと認 てという。神沼公三郎 北大に救済命令 団交の打ち切り

員組合(神沼公三郎委員 り、再開を拒否したりした なまま交渉を打ち切った 令を出した。 は31日、北大に対し救済命 として、北海道労働委員会 のは不当労働行為に当たる の団体交渉で説明が不十分 長、組合員約300人)と 北海道大学が、同大教職 道労働委

り、契約職員の期末・勤勉 渉を打ち切って退席した 2009年、同大教職員組 応で「組合運営の支配 否したりした。不誠実な対 がないとして交渉再開を拒 手当の問題も含めて日程調 体交渉で、論議の途中で交 合との賃金などをめぐる団 **亼」と判断した。** 整をするとしながら必要性 命令書によると、北大は

12/合との交渉に応じて欲し は命令に従い、誠実に組 常に重要な勝利命令。 大学 組合側は会見を開き「非

総務部は「命令書の内容を 十分に精査し、対応を検討 したい」とコメントした。

い」と述べた。一方、北大